

9

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること （既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）

経 緯

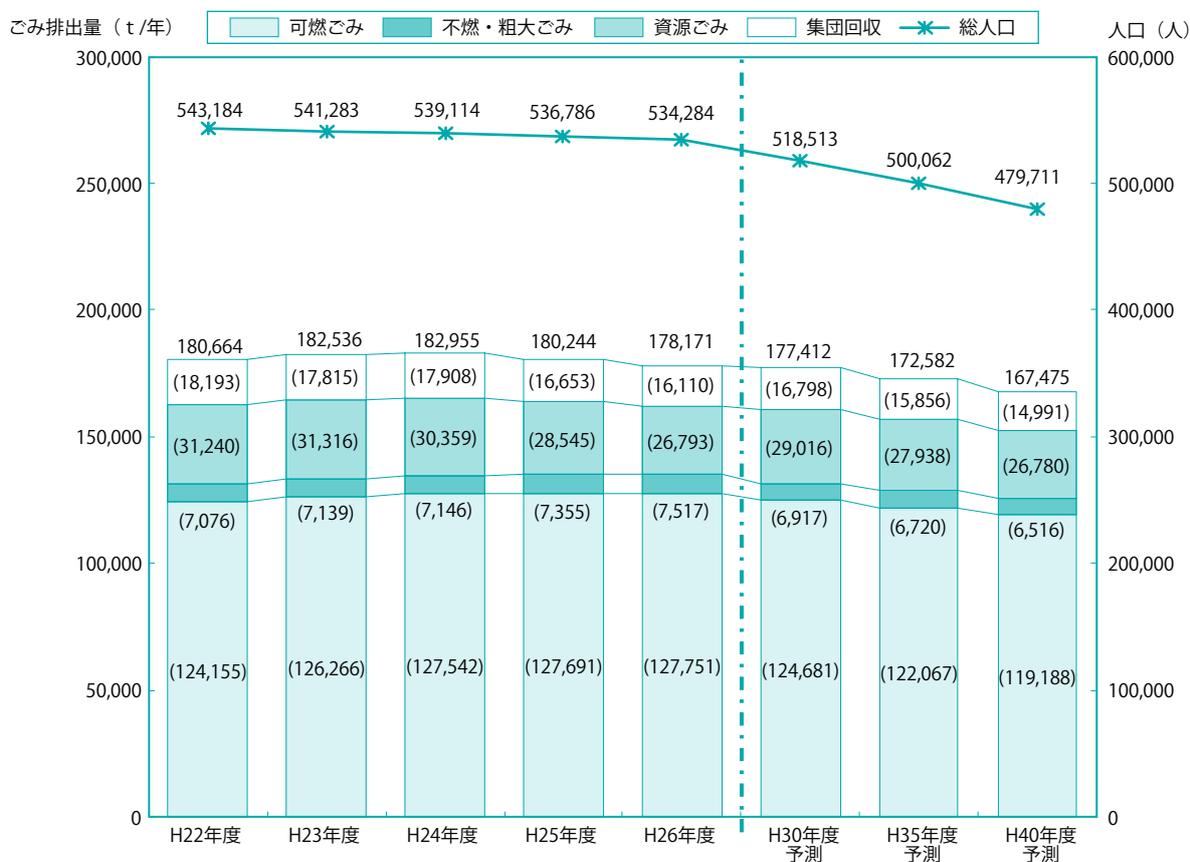
年 月	内 容
平成9年1月 から 平成10年6月 まで	長野地域のごみ焼却処理については、各市町村が単独、または一部事務組合を構成し行ってきたが、旧厚生省が「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、ダイオキシン類の発生防止のため、焼却施設の連続運転化・大型化、広域処理を打ち出した。これを受け、長野地域においては、長野地域広域行政推進研究会の下部組織である広域行政推進検討会に環境衛生専門部会を設置し、広域化計画の策定に取り組んだ。
平成11年3月	長野県が「長野県ごみ処理広域化計画」を策定して公表した。
平成11年4月	長野広域行政組合に環境推進室を設置した。 *平成12年4月環境推進課に名称変更
平成12年3月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画」を策定した。
平成14年3月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行う。
平成15年12月	焼却施設を長野市内及び更埴ブロック内に、最終処分場を須高ブロック内に建設することを決定した。 （長野市内に建設する焼却施設をA焼却施設、更埴ブロック内に建設する焼却施設をB焼却施設と仮称する）
平成17年11月	A焼却施設の建設候補地が長野市大豆島地区と選定される。
平成18年3月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画（平成14年3月）」の見直しを行う。
平成20年11月	「A焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書」を県に提出した。（手続きの開始）
平成21年1月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画」を策定した。
平成21年8月	B焼却施設の建設候補地が千曲市屋代地区と選定される。 最終処分場の建設候補地が須坂市仁礼地区と選定される。
平成22年3月	「長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会」設置した。
平成23年2月	「ごみ処理広域化基本計画（平成18年3月）」を改定した。
平成23年8月	「A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書」を県に提出した。
平成24年2月	「B焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書」を県に提出した。（手続きの開始）
平成24年3月	「A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成24年9月	最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査現地調査を開始した。（～平成25年8月）
平成25年1月	大豆島地区住民自治協議会からA焼却施設建設について基本同意を得る。
平成25年3月	「ごみ処理広域化基本計画（平成23年2月）」を一部修正した。
平成25年3月	大豆島地区住民自治協議会、長野市、長野広域連合の三者にてA焼却施設建設に関する協定を締結した。

年月	内容
平成25年11月	A焼却施設事業用地について、長野市が都市計画決定した。
平成26年1月	「長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会」を設置した。
平成26年9月	「B焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書」を県に提出した。
平成26年12月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）」を策定した。
平成27年3月	「ごみ処理広域化基本計画（平成23年2月）」を改定した。
平成27年4月	「B焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成27年7月	A焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。
平成27年10月	須坂市仁礼町区から最終処分場建設について基本同意を得る。
平成27年12月	須坂市仁礼町区、須坂市、長野広域連合の三者にて最終処分場建設に関する基本協定を締結した。

現状と課題

1 ごみ量の動向

- 平成22年度から平成26年度までの5年間におけるごみ量の推移と平成40年度までのごみ量予測は、次のとおりです。



- 関係市町村の人口及びごみ排出量は減少傾向にあります。平成22年度から平成26年度までの可燃ごみ、不燃・粗大ごみの排出量については微増傾向にあります。将来のごみ排出量は人口の減少等に伴い、減少傾向で推移していくものと予測しています。

2 ごみ焼却施設

- ・長野地域におけるごみ焼却施設の現状は次のとおりです。

設置主体	施設名称	施設型式	稼働年月	施設規模 (t/日)	処理区域
長野市	長野市清掃センター	全連続式 ストーカ炉	S57年1月	450	長野市 小川村
須坂市	須坂市清掃センター	機械化バッチ式 ストーカ炉	S54年4月	50	須坂市 高山村
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式 ストーカ炉	S54年7月	80	千曲市 坂城町
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ式 ストーカ炉	H9年4月	30	信濃町 飯綱町

※長野市内、旧豊野町分は北信保健衛生施設組合（中野市）で処理を行っています。

- ・既存施設の老朽化が進んでいるため、ごみ処理広域化基本計画に基づいてごみ焼却施設を2か所早期に建設する必要があります。

3 最終処分場

- ・長野地域における最終処分場の現状は平成25年3月に長野市天狗沢最終処分場への焼却灰等の埋立処分が終了していることから、長野市清掃センターから排出される焼却灰等は一部資源化施設へ処理委託されているものを除き、全量民間委託により最終処分しています。
- ・他の3施設から排出される焼却灰等についても全量を民間委託により最終処分しています。
- ・新たなごみ焼却施設から排出される焼却灰等を広域管内において適正に処分するため、ごみ処理広域化基本計画に基づいて最終処分場を1か所早期に整備する必要があります。

今後の方針

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会^(※1)の構築を図るため、廃棄物の3R^{アル} [Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）]を総合的に推進します。

市町村から発生するごみについては、「長野県ごみ処理広域化計画」及び「ごみ処理広域化基本計画」に沿って、以下の基本方針に即したごみ処理施設を建設し適正な処理・処分を目指します。

なお、建設、稼働に当たっては地域住民の理解と協力を得られるように、十分な説明を行うものとします。

※1 循環型社会：循環型社会形成推進基本法より抜粋

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

1 施設建設の基本方針

① ごみ焼却施設の基本方針

- ・環境にやさしい施設
- ・安定した稼働ができる施設
- ・資源循環・エネルギー利用に優れた施設
- ・周辺環境と調和する施設
- ・安全に配慮した施設
- ・処理性能が優れた施設
- ・経済性に優れた施設
- ・環境教育の起点となる施設

② 最終処分場の基本方針

- ・ 周辺環境の保全に努めた最終処分場
- ・ 安全に配慮した最終処分場
- ・ 管理機能を整備した最終処分場
- ・ 下流域の利水に配慮した最終処分場
- ・ 跡地利用を考慮した最終処分場
- ・ 経済性に配慮した最終処分場

2 ごみ焼却施設の統合計画

管内4か所のごみ焼却施設（長野市清掃センター、須坂市清掃センター、葛尾組合焼却施設、北部衛生クリーンセンター）で行っている可燃ごみの焼却処理は長野広域連合が建設する2か所（A焼却施設：長野市、B焼却施設：千曲市）のごみ焼却施設に統合します。

施策

1 ごみ処理施設の整備

- 新たに設置するごみ焼却施設と最終処分場については、施設建設の基本方針に沿って整備します。
 - ・ 長野市内に予定しているA焼却施設は、処理能力1日当たり405トンの規模とし、平成30年度中の稼働に向け、着実に整備を進めます。
 - ・ 千曲市内に予定しているB焼却施設は、処理能力1日当たり100トンの規模とし、平成30年度中の稼働開始を目指します。
 - ・ 須坂市内に予定している最終処分場は、埋立容量最大16万立方メートル、埋立期間15年程度の施設を建設し、平成30年度中の稼働開始を目指します。

2 ごみ処理施設の管理・運営

- ごみ処理施設の運営に当たっては、規模や設備の状況、環境影響等に見合った責任ある施設運営方式を採用し、管理監督責任を全うできる体制を構築・維持します。
- 施設の安全性について地域住民の理解と信頼を確保するため、施設の運転・稼働状況を常にモニタリングするとともに、排ガス、地下水等の定期的な測定・分析結果等について適切な媒体を通じ、正確に情報公開を行います。
- 新たに設置するごみ焼却施設で受け入れる可燃ごみと可燃性粗大ごみについての受入基準を明確にします。家庭系可燃ごみの収集・運搬は関係市町村が行い、受入基準に基づき搬入するものとします。

3 ごみ減量化の推進

- 循環型社会の形成に向け、広域的な啓発活動や関係市町村相互の協力・連携を促進するとともに、市町村の実情にあった取組を支援し、ごみ分別区分の統一を検討します。
- 施設の建設や維持管理に係る関係市町村の経費負担について、ごみ量割を考慮した負担割合を導入します。